

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和8年5月18日（月）

： ～

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 水沢中学校旧校舎等解体工事及びグラウンド・外構工事について
- ② 国民健康保険税の年金特別徴収データ送信漏れについて
- ③ 公共施設等除去土壌処分方針（案）について
- ④ 奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく行動計画の策定について
- ⑤ 奥州市国土強靱化地域計画の策定について
- ⑥ 奥州市若者U・Iターン支援金の創設について
- ⑦ 海外友好都市締結記念日米野球親善交流事業について（取り下げ）
- ⑧ 水源地域振興整備基金条例の一部改正について
- ⑨ 新医療センター整備に関する現時点の考え方について
- ⑩ 公共施設包括管理業務委託の導入について

(2) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/28) 報告者：阿部加代子副議長

4 その他

5 閉 会

# 水沢中学校旧校舎等解体工事及びグラウンド・外構工事について

市議会全員協議会説明資料 令和8年5月18日 教育委員会事務局教育総務課

水沢中学校の旧校舎等解体工事及びグラウンド・外構工事について、今後のスケジュールについて説明します。

## 1 水沢中学校校舎等改築事業に係るこれまでの経過

令和元年12月	第1回水沢中学校改築基本構想及び基本計画検討委員会（令和2年8月第5回まで開催）
令和2年1月	水沢中学校生徒・保護者・教職員、学区域住民、水沢小・佐倉河小5～6年生を対象としたアンケート調査実施
令和2年10月	水沢中学校改築基本構想及び基本計画 策定・公表
令和3年8月	プロポーザル審査会
令和3年10月	水沢中学校改築工事設計業務契約締結
令和5年9月	水沢中学校校舎等改築工事契約締結
令和7年10月	新校舎完成 ⇒ 令和8年1月（3学期から）新校舎使用開始

## 2 今後の事業スケジュール

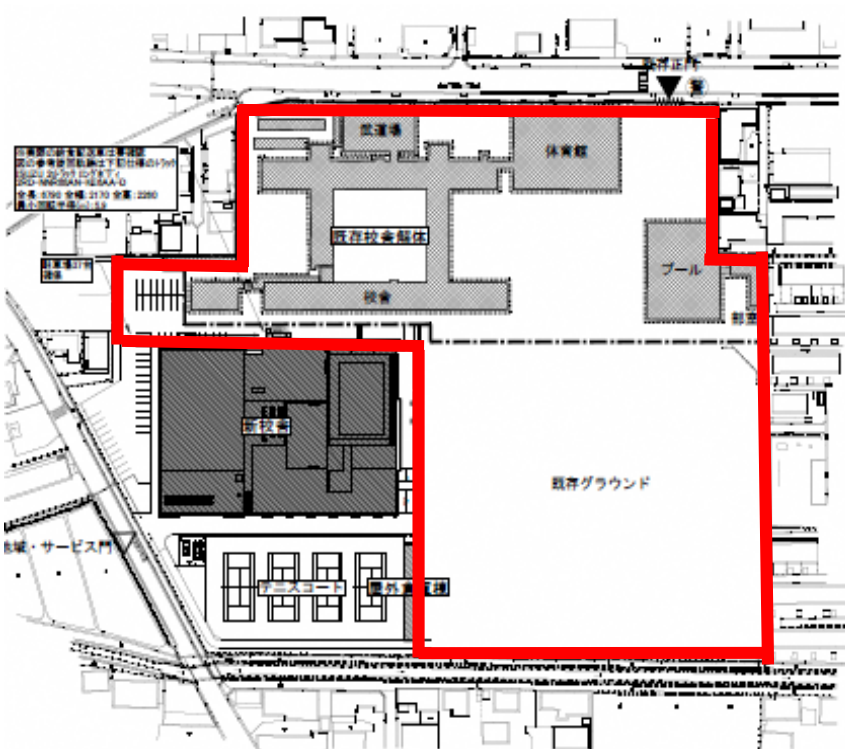
令和8～9年度の2か年にかけて解体工事を実施。工期は12か月を見込む。令和9年度の7月からグラウンド・外構工事を実施。工期は9か月を見込む。水沢中学校校舎等改築事業完了年度は、令和9年度となる見込み。

工程	工期・期日	R8年度(2026年度)												R9年度(2027年度)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<b>解体工事</b>																									
補正	6月			■																					
入札資格者審査委員会	7月			■																					
入札	8月				■																				
契約議決	9月					■																			
解体工事	12か月						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
<b>グラウンド・外構工事</b>																									
入札資格者審査委員会	4月														■										
入札	5月															■									
契約議決	6月																■								
グラウンド・外構工事	9か月																■	■	■	■	■	■	■	■	
運動会	5月中旬																■								

### 3 グラウンド・外構整備イメージ

旧校舎解体は、新校舎北側の旧校舎及び体育館、武道場、プールなどが対象となる。  
校舎等を解体しながら、同時にグラウンド・外構工事を進めて行くこととなるが、両工事の作業箇所が重ならないよう調整していくとともに、学校活動への影響を最小限にするよう学校現場と協議しながら工事を進めて行く。

【現状】



【完成イメージ】



### 4 事業費の見込み

旧校舎解体及びグラウンド・外構整備工事に係る事業費は、令和8・9年度の総額で約13億円。

- ・ 解体工事監理委託料
- ・ 解体工事費
- ・ グラウンド・外構工事監理委託料
- ・ グラウンド・外構工事費
- ・ 建築確認手数料

令和8年5月18日全員協議会資料 財務部

## 1 経緯

これまで国民年金からの国民健康保険税の特別徴収については、胆江農業管理センターに依頼し、国民健康保険税標準システムから抽出したデータを基に特別徴収税額の算定を行い、介護保険料、後期高齢者医療保険料と共に日本年金機構への連絡を行っている。

令和8年4月7日に税務課において国民健康保険税の平準化に伴うデータ修正を行い、委託先である胆江農業管理センターにデータを送信。同センターでも修正作業の完了について確認していたが、同センターが誤って修正前のデータを日本年金機構へ送信したことから、6月支払い分の国民年金へ反映されないことが発覚した。

日程等	内容
令和8年4月3日	税務課から胆江農業管理センターに対し、平準化データ処理完了を電話連絡し、データ引き渡し
4月7日	同センターにおいて日本年金機構に対する国民年金6月支給分に係る特別徴収データを作成 【この作業の際に平準化データの取込漏れが発生】
4月10日	同センターから日本年金機構に対する国民年金6月支給分に係る特別徴収税額のデータを送信
4月14日	市から対象者に国保税仮徴収税額の変更通知を発送
5月2日	同センターにおいて、日本年金機構へ4月に送信したデータから平準化対象者が漏れていることを確認
5月7日	同センターから税務課へ本件を報告

## 2 影響

- (1) 市民への影響  
6月支給分の国民年金の受給者で影響を受ける人数は265名。金額については4,659,900円。なお、8月以降に支払われる国民年金については影響は生じない。
- (2) 他の税目等への影響  
特になし

## 3 対応と再発防止策の検討

- (1) 5月下旬までを目処に、対象となる方々への謝罪文書及び還付案内文書を送付する。
- (2) 7月上旬を目処に、本来徴収すべき平準化された特別徴収税額と、誤って徴収される額との差額を還付する。
- (3) 庁内関係課と再発防止策を検討する。具体的には、年金機構へのデータ送信を行う前に、送信データを税務課が事前に確認する作業を検討する。

## 4 今後のスケジュール

日程等	内容
令和8年5月下旬	対象者への謝罪文書及び還付先口座の照会文書を送付
6月29日	日本年金機構から6月支給分の国民年金における特別徴収税額の確定情報を受領
7月上旬	還付金の支払完了

## 特別徴収とは

令和8年5月18日全員協議会資料 財務部

国民健康保険税の納付方法のうち、年金からの天引きにより納付する方法を「特別徴収」という。

4、6、8月支給に合わせて行われるものを「仮徴収」、10、12、2月支給に合わせて行われるものを「本徴収」という。

## 特別徴収の対象となる要件

- ◎ 世帯主が65歳以上で、国民健康保険の被保険者である。※75歳となる年度は対象外
- ◎ 世帯内の国民健康保険税の加入者全員が65歳から74歳までの年齢である。
- ◎ 特別徴収の対象となる年金受給額が、1年間に18万円以上である。
- ◎ 国民健康保険税+介護保険料の合算額が、年金支給額の2分の1を超えていない。

## 仮徴収、本徴収とは

【仮徴収】2月に支給される年金からの天引き分をみなし額として徴収するもの。4、6、8月支給に合わせて行われる。

【本徴収】年税額から仮徴収分を差し引いた残額を3回に分けて徴収するもの。10、12、2月支給に合わせて行われる。

## 平準化の仕組みと特徴

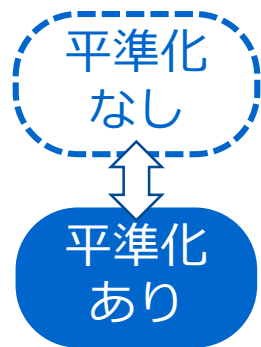
平準化とは、高齢者の家計は年金収入が中心で、毎月の手取り額の変動が大きいと生活設計が難しくなるため、年金の手取り額をできるだけ一定に近づけ、急な負担増を抑える狙いがある。

具体的には、前年度2月の本徴収税額などを基準に仮徴収税額を設定し、年度前半の仮徴収額と後半の本徴収額の金額が、急増減する状態を避ける内容となっている。

【年税額240,000円の場合】

令和7年度	令和8年度					
2月支給分	4月	6月	8月	10月	12月	2月
60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	20,000円	20,000円	20,000円
60,000円	60,000円	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円

←----- 仮徴収 ----->
←----- 本徴収 ----->



令和8年5月18日全員協議会資料 市民環境部

## 1 概要

令和7年3月28日付で環境省より正式に除去土壌の処分に係る省令が公布され、これに伴い放射線量低減対策特別緊急事業費補助金要綱・要領が改正された。これにより、奥州市では、令和7年度中に除去土壌を処分可能とするために除染実施計画の改正を行い、令和8年度から処分事業に着手するもの。今回の処分事業の完了をもって、除去土壌の最終処分となる。

## 2 経過

### <除去土壌>

- 平成23年3月 .....原発事故発生
- 5月 .....放射性物質による汚染が確認された
- 6月 .....放射線測定を開始
- 8月 .....市原発放射線影響対策本部設置、原発放射線影響対策の基本方針及び学校教育施設等における当面の除染方針により、市独自基準に基づき学校等の除染を開始 学校、保育施設等134箇所を想定
- 平成24年5月 .....放射性物質汚染対処特措法に基づき市除染実施計画を策定

- 平成24年5月 .....市除染実施計画を策定を受け市公共施設等における除染方針を策定 901箇所を想定
- 平成25年 .....除染完了 188箇所
- 平成31年3月 .....放射線対策室及び市原発放射線影響対策本部廃止
- 令和7年3月 .....除去土壌の処分に係る省令が公布
- 令和7年4月～.....除染実施計画変更について環境省と協議中

### <側溝土砂>

- 平成24年 .....側溝土砂を各地域1～2箇所へ集約する共同仮置き場設置に係る住民説明を行い反対される。以降各振興会単位での設置で進める。
- 平成28年度 .....側溝土砂回収再開（共同仮置き場設置3地区）

令和8年5月18日全員協議会資料 市民環境部

### 3 除染実施計画について（進捗状況）

○除去土壌の埋立処分に当たり、除去土壌の集約や保管場所での処分等の方針を決定していく必要があるものの、前提として奥州市の現行の除染実施計画〈第1版〉のままでは除去土壌の処分に関する記載がなく、法令上処分ができないことから、除去土壌の処分方針を固めるのと並行作業で令和8年2月に除染実施計画を変更した〈第2版〉。

### 4 除去土壌処分方針（案）について

○現在、対象施設数123施設、146箇所では除去土壌を保管しており、国のガイドラインに基づいて処分を令和8年度から進めて行く。

○処分前の放射性セシウム濃度等調査、実施設計等及び処分方針の地域説明については生活環境課で行い、処分前の施設等への説明及び処分工事については施設所管課で行う。

○処分については、各埋設地での埋設処分にて処分を行うことを基本とし、民地に保管されているものは、近隣の市有地保管場所へ集約する。集約箇所については別途協議とする。

### 5 今後の予定

令和8年5月	.....全員協議会への説明
令和8年6月	.....除去土壌処分方針の公表
令和8年度中	.....除去土壌埋設地の埋設場所の確定及び線量調査（全箇所）
令和8年秋頃	.....処分方針について各地域への住民説明
令和9年度～	.....除去土壌処分工事着手

**資料2**

令和8年5月18日全員協議会資料 市民環境部

# 公共施設等除去土壌処分方針（案）

令和8年 月

奥州市市民環境部生活環境課

## 1 目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、公共施設等における除染方針に基づき除染した際に発生した除去土壌、放射性物質を含む側溝土砂（以下「側溝土砂」という。）の最終処分について、現地を詳細に調査し、検討し、適切な処分をすることにより、安全・安心の確保を図る。

## 2 対象施設

### <除去土壌>

対象とする施設は、次の施設とする。また、この他対象施設が確認された場合は、対象施設として随時追加するものとする。

#### 対象施設数

学校教育・保育等施設	59 施設（うち私立 11 施設）
スポーツ関係施設	13 施設
公園施設	16 施設
地区センター等	19 施設（うち 1 つは勤労者研修センター）
福祉・医療施設	3 施設
文化・観光関係施設	9 施設
民間施設	3 施設
合 計	122 施設

#### 除去土壌埋設箇所数

学校教育・保育等施設	81 か所（うち私立 12 か所）
スポーツ関係施設	14 か所
公園施設	16 か所
地区センター等	19 か所（うち 1 つは勤労者研修センター）
福祉・医療施設	3 か所
文化・観光関係施設	9 か所
民間施設	3 か所
合 計	145 か所

### <側溝土砂>

対象とする側溝土砂については、市内 1 施設（1 か所）で保管されている。また、この他に確認された場合には、随時追加するものとする。

### 3 処分の基準

#### <除去土壌>

公共施設等における除染方針に基づき除染した際に発生した除去土壌を対象とし、最終処分する際の基準については、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づいて行うものとする。

- ① 除去土壌の飛散・流出の防止
- ② 埋設処分に伴う生活環境の保全
- ③ 周囲の囲い及び表示
- ④ 埋め立て処分のための施設設置を行う場合の生活環境の保全
- ⑤ 敷地境界における空間線量率の測定（モニタリング）
- ⑥ 記録及び図面の作成と保存
- ⑦ 開口部の閉鎖（埋立て作業を終了する際の措置）
- ⑧ 放射性セシウムが溶出する除去土壌を埋立てする場合の措置

※ガイドラインから抜粋

#### <側溝土砂>

原発事故直後に排出された側溝土砂の最終処分基準については、奥州金ヶ崎行政事務組合との申し合わせ数値以下の放射性物質濃度のものについて行うものとする。

### 4 処分の方法

#### <除去土壌>

埋設保管場所で除去土壌を養生するための資材を撤去し、現地で埋め戻し、覆土した上で最終処分とするのを基本とし、民地に保管されているものについては、近隣の市有地の埋設保管場所へ集約して最終処分とする。但し、事前調査の結果等を受けて随時修正していく。

#### <側溝土砂>

市と市公衆衛生組合連合会と共催で実施している、春秋の一斉清掃時に排出される側溝土砂と合わせて処分する。

### 5 処分実施期間

処分の実施期間は、令和8年4月から10年間とする。

ただし、進捗状況や不測の事態等により期間内に完了しない場合は、関係者と協議の上、計画を見直し、期間を延長することがある。

## 6 処分体制

市民環境部生活環境課で調査、検討し、除去土壌埋設地の所管課において、処分を実施する。

区 分	担当内容	備 考
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>処分前の調査、実施設計等</u></li><li>・ <u>処分結果の公表</u></li><li>・ <u>処分後は、国の安全基準に基づいた空間線量測定を行っていく</u></li><li>・ <u>処分方針について地域への説明</u></li></ul>	
施設所管課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>処分前の施設等への説明</u></li><li>・ <u>処分工事の発注</u></li><li>・ <u>処分現場での指示、監督</u></li></ul>	

## 7 処分結果の公表

- (1) 処分結果については、生活環境課が公表を行う。
- (2) 市ホームページ、市広報を通じて情報提供を行う。

## 8 処分費用について

除去土壌及び側溝土砂の処分費用については、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、震災復興特別交付税、及び東京電力(株)への損害賠償請求を活用する。

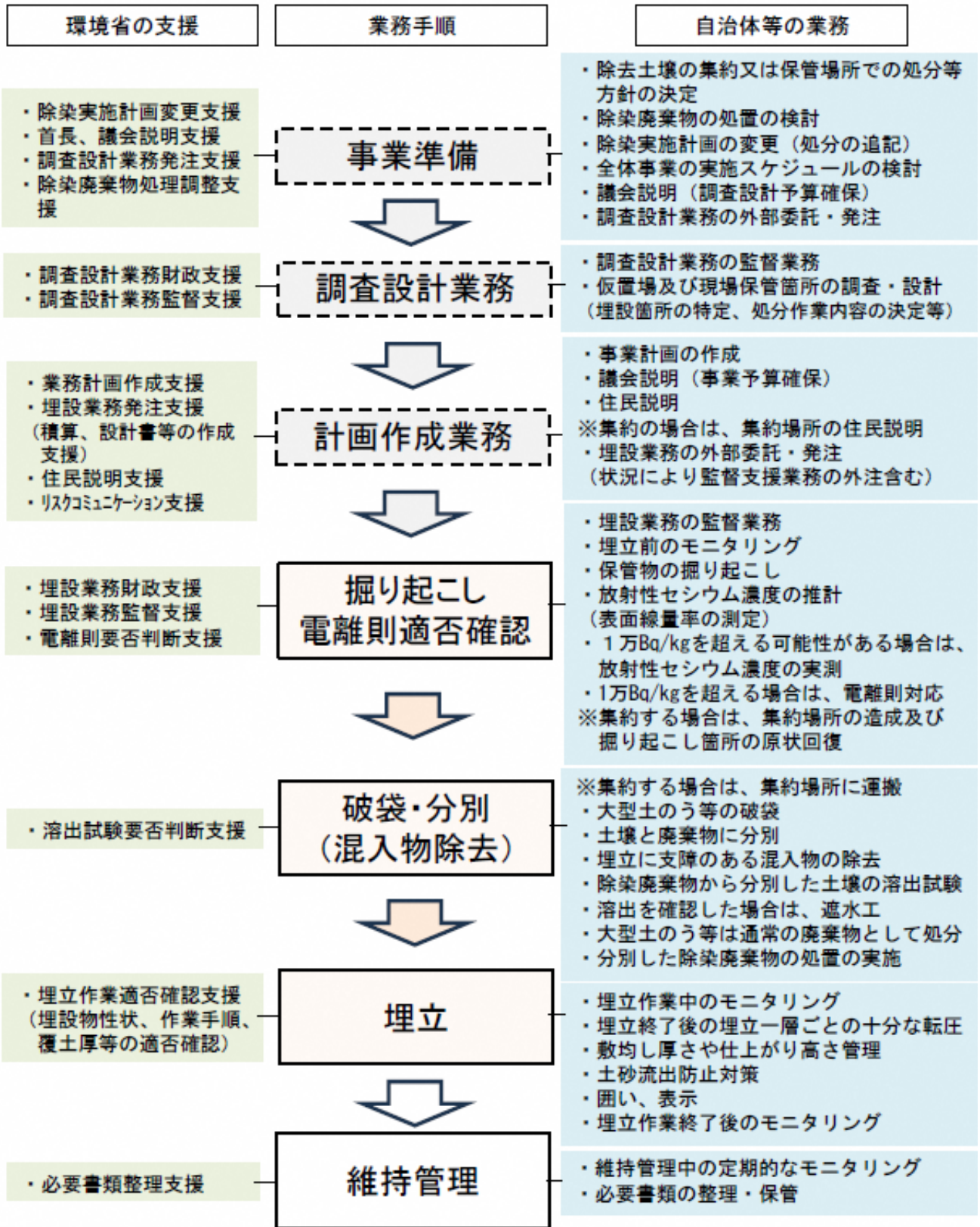
<除去土壌・側溝土砂>

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金対象施設数 114 施設

震災復興特別交付税対象施設数 9 施設

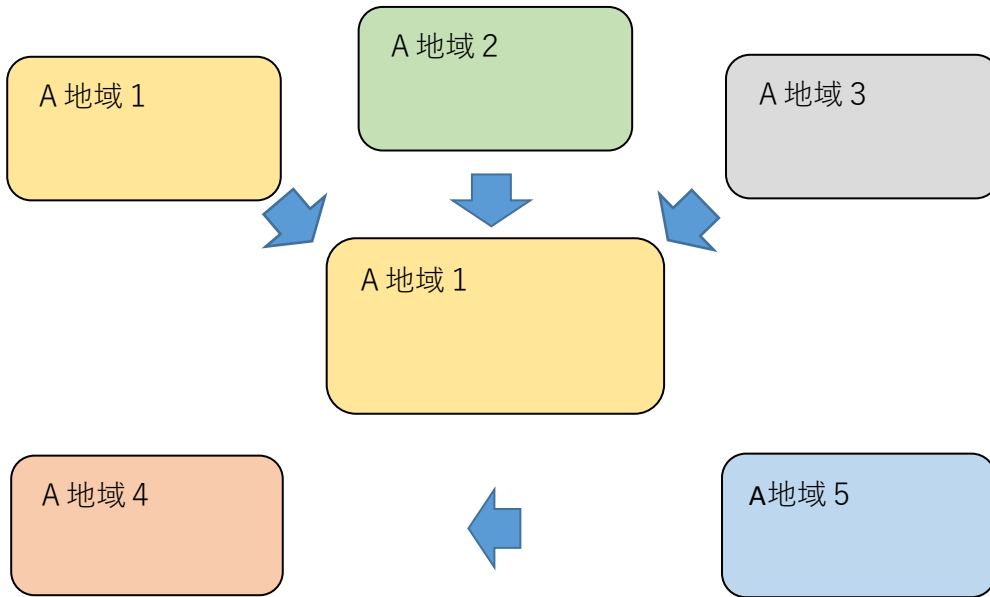
123 施設 (146 か所)

## 除去土壌の埋立処分業務手順イメージ(フロー)

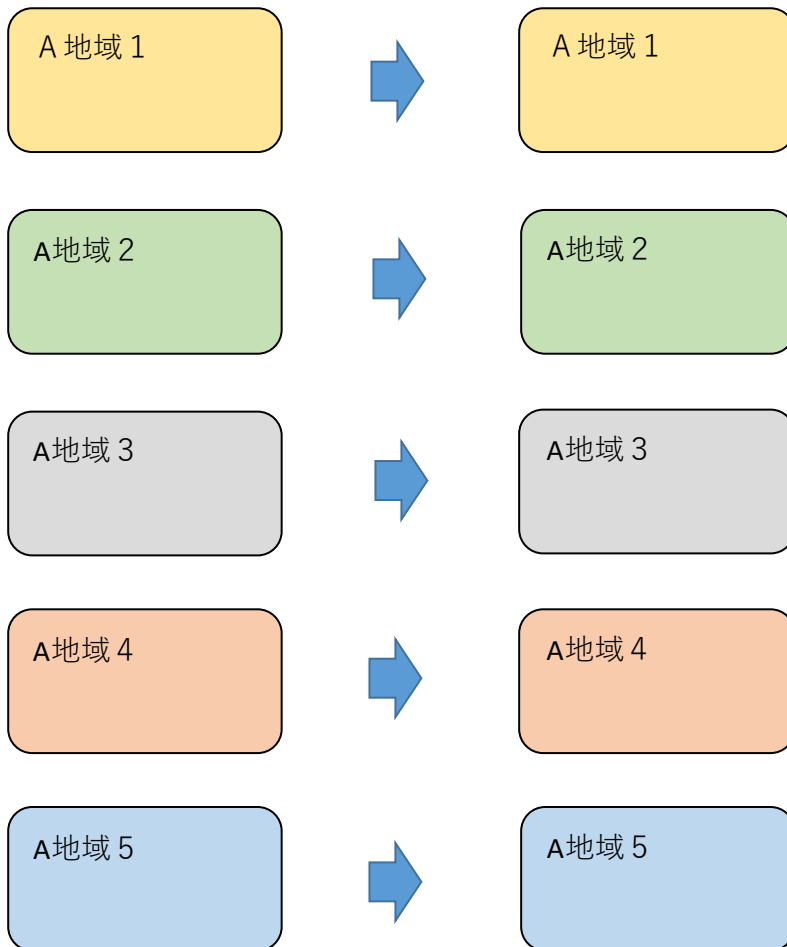


<処分パターン>

パターン1 各地域に複数箇所へ集約し埋設処分



パターン2 各埋設地にそのまま埋設処分



# 奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく 行動計画の策定について

令和8年5月18日全員協議会資料

市民環境部・農林部

## 1 策定の経過

市は、令和7年度の全国的なツキノワグマの出没多発に対し、昨年10月以降応急処置的な対策を講じつつ、令和8年2月には、中長期的な対応のための「奥州市ツキノワグマ対策基本方針（以下 基本方針という）」を定めたところ。

その後、全庁を挙げてクマ対策に取り組むため、各課の事務事業において可能または必要なクマ対策の洗い出しを並行して進めてきた。

今回、基本方針と各課事業を紐づけ、予算や取組期間も含めて整理し「奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく行動計画」（案）としてとりまとめた。

## 2 行動計画（概要）

別紙1のとおり。

## 3 計画期間について

奥州市鳥獣被害防止計画の次期計画予定期間（令和9年度から令和11年度）との整合性を図り、令和8年度から令和11年度の4年間とする。

なお、この行動計画は、国・県の動向や財源を踏まえ、取組の効果に基づく状況の変化（クマの行動や被害等の状況、クマ対策に係る新たな知見、市民の意識など）を確認しながら、毎年見直しを行い推進していく。

## 4 事業費及び6月補正での対応

今回とりまとめた事業に見込まれる費用の総額は94,720千円（既に着手済のR7分6,069千円を含む）。

このうち、市有地に係る樹木の伐採や下草刈作業については、出没対策に必要かつ早期に取り組むべき事業であると考えられ、所管課で6月補正要求を進めている（要求総額20,674千円）。

財政課の査定を経て予算化された事業については6月以降着手する。

単位：千円

予算	事業費	特定財源	一般財源
R7補正	6,069	5,030	1,039
R8当初	30,919	22,914	8,005
R8.6補正要求	20,674	0	20,674
R9以降の要求 に向け精査	37,058	※要望額調査時 点で事業未確定 であったため	37,058
計	94,720	27,944	66,776

主な事業及び費用...

クマスプレーの購入、配付	5,753千円	（生活環境課 R7補正）
廃校舎周辺の樹木伐採	19,360千円	（財産運用課 R8.6補正要求）
江刺工業団地周辺の緩衝帯整備	17,000千円	（企業立地課 R8.9以降精査）

# 奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく 行動計画の策定について

令和8年5月18日全員協議会資料

市民環境部・農林部

## 5 補助金及び特別交付税措置

### 5-1 補助金について

とりまとめた事業のうち、最大で27,944千円（R7：5,030千円 R8：22,914千円）が岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金または岩手県鳥獣被害防止総合支援事業補助金として交付されるものと試算。

参考）R8 岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金（交付要望済）

単位：千円

補助メニュー	市で実施しようとする事業等	補助率	事業費	特定財源	一般財源
危険鳥獣出没時の体制構築	緊急銃猟に係る備品、捕獲者日当	国1/2県1/4	2,398	1,797	601
捕獲等	麻酔銃委託料や保険料	国2/3県1/6	1,648	1,372	276
出没防止対策	車載式草刈機、誘因果樹伐採	国2/3県1/6	22,495	18,745	3,750
合計			26,541	21,914	4,627

### 5-2 特別交付税措置について

指定管理鳥獣対策事業補助金の対象となる費用であれば、補助裏の費用や補助金に採択されなかった費用についても特別交付税措置の算定基礎となる見込み。（指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置）

参考）岩手県より提示された環境省資料より抜粋

#### 指定管理鳥獣対策事業における特別交付税措置について

##### 1. 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

交付金事業（危険鳥獣出没時の体制構築）の負担割合

国負担：1/2	都道府県負担：1/4	市町村負担：1/4
	特交措置 1/2	特交措置 1/2
	1/2	1/2

自治体負担額の特別交付税措置により1/2(全体事業費の1/8)が実質的な自治体負担

##### 3. クマ類総合対策事業

交付金事業（クマ等の捕獲（緊急銃猟・春期管理捕獲等））の負担割合

国負担：2/3	都道府県負担：1/6	市町村負担：1/6
	特交措置 4/5	特交措置 4/5
	1/5	1/5

自治体負担額の特別交付税措置により1/5(全体事業費の1/30)が実質的な自治体負担

交付金事業（クマの出没防止対策（誘引物管理、電気柵の設置））の負担割合

国負担：2/3	都道府県負担：1/6	市町村負担：1/6
	特交措置 1/2	特交措置 1/2
	1/2	1/2

自治体負担額の特別交付税措置により1/2(全体事業費の1/12)が実質的な自治体負担

自治体の単独事業（上記の交付対象経費と同様の対策）の負担割合

特交措置：1/2	実質的な自治体負担：1/2
----------	---------------

行動計画について

- 市は、令和7年度の全国的なツキノワグマ出没多発を受け、昨年10月以降は応急的対策を実施し、令和8年2月に中長期対応の「奥州市ツキノワグマ対策基本方針」を策定。今回、その基本方針に基づく事業を整理して行動計画としてまとめた。
- 計画期間は、次期「奥州市鳥獣被害防止計画」（令和9～11年度）との整合を図り、令和8～11年度の4年間とする。
- 計画は、国・県の動向や財源、クマによる被害状況やクマに関する新たな知見、市民の意識などを踏まえ、効果を確認しながら毎年見直して推進する。

5本柱	内容	R8	R9以降
1 クマ個体数管理対応への協力とゾーニング管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個体数管理方針等に基づき捕獲等必要な対応に協力</li> <li>② 人とクマの空間的なすみ分けを図るためのゾーニングの検討と管理</li> </ul>	<p>猟友会と連携した春捕獲（実施済）</p> <p>市ゾーニング方針策定 → 工業団地付近の緩衝帯整備（R8対象範囲検討 R9実施）</p> <p>→ 車載式草刈機を用いた市道沿いの下草刈り（R8草刈機の調達 R9実施）（予算・補助済※補助金採択が執行条件）</p>	<p>→ 春捕獲の継続実施</p>
2 人の生活圏への出没防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 誘因物の除去、管理</li> <li>② 電気柵等物理的なクマの行動阻害設備やICT機器を活用した監視設備等の設置に向け取り組む。</li> <li>③ クマ鈴などクマ出没防止への効果があるとされる対策への対応</li> </ul>	<p>→ 市有地等に係る緩衝帯整備（公園、旧校舎、文化財等）（6月補正要求）</p> <p>→ 私有地の誘引果樹の伐採（予算・補助済）</p> <p>→ 農地への広域電気柵の設置補助金の増額検討（R8検討 R9実施）</p> <p>→ 児童や学校関係者等に対するクマ鈴の配付（R8配付範囲等検討 R9配付） → 爆竹使用に係る運用方針整理、配置（R8運用方法検討 R9配置）</p>	

5本柱	内容	R8	R9以降
3 出没時の緊急対策の準備と実施	① 市庁内の警戒体制の強化 ② 捕獲体制の強化（緊急銃猟訓練、問題個体管理等） ③ ドローンやICTを活用した人的・物的体制整備	クマスプレーの購入、配付（予算・補助済） 緊急銃猟に係る訓練の実施 防御楯の購入（予算・補助済） クマ用ワナや追い払い花火の購入（予算・補助済） 侵入防止のための防御楯の購入、学校への配置（R8配置計画検討 R9配置） ドローン運転免許の取得（予算措置済） 全庁横断での警戒・対応体制の強化（R8.7まで準備期間 R8.8以降体制確立）	緊急銃猟訓練の実施（毎年） 必要に応じ購入 ドローン運転免許の取得
4 クマに関する情報力の強化	① 市民等からの情報収集と効果的、効率的な情報発信体制、方法を強化 ② 中長期的に、ドローンやICT機器を活用した、問題個体に対する情報収集、発信能力の確立などを推進	出没マップを用いた情報提供（R8早期に開始） 広報用車両の能力、台数強化等検討（R8購入・更新計画策定 R9購入） クマ出没多発地域へのセンサーカメラ導入検討（R8計画策定 R9購入）	
5 人材育成と普及啓発	① 狩猟者の確保、育成（ガバメントハンター含む） ② 市職員や捕獲従事者などに対する研修を強化 ③ 市民等に対するクマ対策の啓発強化	狩猟免許、銃購入補助等猟友会への支援（予算・補助済） 講師による職員研修（県派遣想定） 市民向け講座の開催（県派遣想定）	継続実施 継続実施 継続実施
（※参考）奥州市鳥獣被害防止計画	① 捕獲等に関する取組 ② 防護柵設置等に関する取組 ③ 生息環境管理その他の取組	有害鳥獣捕獲（4月～10月）（予算・補助済） 地域ぐるみでの被害防止に係る研修会の開催（予算・補助済） ICT機器及びデータを活用した生息状況の実証事業に基づく捕獲モデルの確立（予算・補助済）	

※シカやイノシシ等の有害鳥獣に対しては「奥州市鳥獣被害防止計画」に則り対策を講じているところであり、参考記載するもの。

## 1 クマに関して

クマは鳥獣保護管理法で保護されており、原則として無許可での捕獲は禁止されている。

国は、クマ類の個体数の増加や、これに伴う人の生活圏での人身被害の増加を見込み、令和6年4月、**クマ類を、集中的かつ広域的に管理（捕獲）が必要な鳥獣とする「指定管理鳥獣」に指定した。**

これに基づいて、岩手県では、ツキノワグマ管理計画を策定し、個体数管理、人身被害防止対策及び農林業被害防除対策の実施している。

## 2 市の役割

市は、岩手県の第5次ツキノワグマ管理計画に基づき、地域住民への啓発、各種被害防除対策、有害鳥獣捕獲・学習放獣などの役割を担い、業務を実施している。

捕獲については、鳥獣による被害等が生じている場合などに、**県の許可により捕獲可能な仕組みとなっている。**

なお、令和7年9月には、クマについて人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設された。このことにより、一定の条件を満たした場合は市街地であっても市町村長の判断で銃を使用したクマ等の捕獲ができるようになった。

## 3 目撃通報があった際の市の対応

クマの目撃通報が警察または市民から寄せられた際は、次のように対応をしている。

【生活環境課・支所地域支援グループ】で対応。

- ・現地で目撃情報広報及びパトロール活動
- ・いわてモバイルメール、ぽちっと奥州、おうしゅうFMなどを利用し、市民、関係機関等への周知。
- ・警察と情報共有。
- ・状況により鳥獣保護巡視員との相談。※捕獲の必要性が高いと予想される場合は、農地林務課で県へ捕獲許可申請。

## 4 警戒本部、対策本部について（令和7年11月）

項目	警戒本部	対策本部
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でクマの目撃情報が<b>1日5件以上</b>の状態が<b>1週間以上</b>続いたとき</li> <li>・市長が特に必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の<b>生命・身体に関わる重大事故の危険性が高まった</b>と認められたとき</li> <li>・市長が特に必要と認めたとき</li> </ul>
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>出没情報の収集</b> と市民への <b>情報提供・注意喚起</b></li> <li>2. 出没地点周辺での <b>調査・警戒・広報</b></li> <li>3. 関係機関や庁内部署等との <b>連絡調整</b></li> <li>4. その他市長が必要と認める事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>被害情報の収集</b> と市民への <b>情報提供・注意喚起</b></li> <li>2. <b>被害拡大防止策</b> の検討・実施</li> <li>3. その他市長が必要と認める事項</li> </ol>
対応する職員	<p><b>本部長</b>：市民環境部長 <b>副本部長</b>：農林部長 <b>本部長員</b>： ・市民環境部生活環境課長 ・農林部農地林務課長 ・その他警戒本部長が指名する課等の長</p>	<p><b>本部長</b>：市長 <b>副本部長</b>：副市長・教育委員会教育長 <b>本部長員</b>： ・市長部局の部長、総合支所長（水沢総合支所長を除く。）、会計管理者、上下水道部長、医療局経営管理部長、議会事務局長及び教育委員会事務局教育部長 ・その他本部長が指名する職員（任意）</p>
廃止基準	本部長が <b>目撃情報が減少した</b> と認めたときに廃止	本部長が <b>重大事故の危険がなくなった</b> と認めたときに廃止

## 5 令和7年秋以降の市の対応

- 1 11月10日から12月15日まで、市にクマ警戒本部設置**  
期間中は、土日も担当課職員が交代で出勤し、出没情報への対応にあたった。
- 2 同上の期間、市民に「クマ出没多発警報」を発令**  
外出時や自宅周辺にクマを寄せない対策の実施をホームページや広報車等で要請した。また、目撃情報以外でもパトロールを実施した。
- 3 一般会計予備費を活用し、クマ撃退スプレーを購入**  
クマ撃退スプレーを180本購入。公立私立問わず、学校や放課後児童クラブ等に配付したほか、観光施設の所管課等に配付した。
- 4 11月からクマ出没地域を運行するスクールバス路線の変更対応（教委）**  
希望する児童生徒については、帰宅時に自宅付近で降車できるよう対応した。（衣川地域2路線の児童生徒）
- 5 緊急銃猟実施マニュアルの整備、訓練**  
令和7年11月に緊急銃猟実施マニュアルの暫定版を作成。令和8年3月には、猟友会や奥州警察署とともに机上訓練を実施した。
- 6 猟友会へ貸与するクマ捕獲用ワナの購入**  
令和7年度予算で2基を新規購入し猟友会に貸し付けた。（R8：追加で購入予定+寄付も2基受ける。）

## 6 令和8年春の出没に向けての取り組み

- 1 春季捕獲の実施**  
猟友会と連携し、春季捕獲を実施した。
- 2 緊急銃猟実施体制の確立**  
令和7年度に実施した机上訓練に引き続き、令和8年度には実地訓練を行う。
- 3 「奥州市ツキノワグマ対策基本方針」の策定**  
中長期的な対応を見据え、令和8年2月に市の基本方針を策定。国、県に準じ、以下の5本柱を案に、対策を整理してクマ対策を推進することとした。
  - ア クマ個体数管理対応への協力とゾーニング管理の実施
  - イ 人の生活圏への出没防止対策の実施
  - ウ 出没時の緊急対策の準備と実施
  - エ クマに関する情報力の強化
  - オ 人材育成と普及啓発
- 4 基本方針に基づく行動計画をとりまとめ。**  
各課の事務事業において可能または必要なクマ対策を基本方針と紐づけ、行動計画としてとりまとめることとした。

## 1. 経過

- 平成25年12月議員立法により、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、国の「国土強靱化基本計画」が策定された。
- 基本法13条では、都道府県及び市町村において、「国土強靱化地域計画」を策定できるとされている。
- 奥州市においては、「奥州市国土強靱化地域計画」を令和3年3月に策定し、令和8年度までの6年間の計画となっている。

## 2. 計画策定の趣旨

- 大規模自然災害等から人命・財産を守り、被害を最小化する「国土強靱化」の市町村の指針となるものであり、**あらゆるリスクを想定し、主に発災前における平時の施策が対象**となっている。
- 主に災害発生から復旧・復興に至るまでの必要な事項を定めた地域防災計画とは違いがある。

## 3. 現行計画の基本的な考え方

### (1)基本目標

- 以下の4項目を基本目標として、強靱化の取り組みを推進
- ①人命の保護が最大限図られること
  - ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
  - ④迅速な復旧・復興を可能にすること

### (2)想定するリスク

- ①地震（岩手・宮城内陸地震・東日本大震災等）
- ②風水害・土砂災害・豪雨災害（カスリン台風・アイオン台風）
- ③雪害・火山噴火・火災（令和2年大雪被害）
- ④感染症（新型コロナウイルス感染症）

### (3)脆弱性評価とそれに基づく対応方策

「起きてはならない最悪の事態」の回避のため、20のリスクシナリオごとに脆弱性を評価し、施策分野ごとに対応方策を検討

## 4. 計画策定のメリット

- 地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業について重点化（「重点配分」又は「優先採択」、「一定程度配慮」）される。  
（例）地域未来交付金（地域未来推進型・地域防災緊急整備型）  
防災・安全交付金、下水道防災事業費補助 等

## 5. 策定（見直し）の考え方

- 現行計画の踏襲を基本とするが、前回策定時点からの情勢の変化等を踏まえて適宜修正を加える。
- 導入予定事業一覧について、重点化される事業を踏まえて見直す。
- KPIについて、次期総合計画との整合を図る。

## 6. 計画期間（想定）

令和9年度～令和16年度（8年間）

※KPI管理の観点から次期総合計画アクションプランと計画期間を合わせ、必要に応じて国の基本計画の見直し等を踏まえて修正する。

## 7. 策定スケジュール

- 現在策定作業中の次期総合計画との整合を図るため、次期総合計画の策定と並行して作業を進める。

年月	内容
～令和8年10月	事務局において策定作業
令和8年11月中旬 ～令和8年12月上旬	パブリックコメント
令和8年12月中旬 ～令和9年2月	パブリックコメント等を踏まえた修正
令和9年3月	市議会全員協議会で説明
令和9年3月	計画公表

# 【概要版】奥州市国土強靱化地域計画

## 1 計画策定の趣旨、位置付け

- いかなる大規模自然災害等が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った地域の構築に向け、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもの。
- 奥州市総合計画と整合・調和を図り、総合計画における各分野別計画の推進にあたり、掲げられた施策が大規模自然災害等によって停滞することなく、早期に再建するための各種施策の指針として位置づける。
- 計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6カ年とする。
- ※計画は本編と別冊（国土強靱化に係る個別事業一覧）による構成とし、別冊の個別事業については、毎年度のローリング等により必要に応じて更新する。

## 2 基本的な考え方

- 基本目標
  - (1) 人命の保護が最大限図られること。
  - (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
  - (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
  - (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること。
- 事前に備えるべき目標
  - (1) 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
  - (2) 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
  - (3) 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
  - (4) 地域の経済活動を機能不全に陥らせない。
  - (5) 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る。
  - (6) 制御不能な二次災害を発生させない。
  - (7) 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復する。
- 基本的な方針
  - (1) 地域強靱化に向けた取り組み姿勢  
長期的な視点を持って、災害に強い地域づくりを進める。
  - (2) 適切な施策の組合せ  
市の特性に合った、ハードとソフト対策、並びに、地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組む。

## 3 地域特性と想定するリスク

- 市の地域特性と、岩手・宮城内陸地震・東日本大震災・新型コロナウイルス感染症等の過去の災害等からリスクを地震、風水害・土砂災害、雪害、火山噴火、火災及び感染症に設定した。
- 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を合計20設定し、これに対し、施策分野を次のとおり設定した。

### 個別施策分野

- 【行政機能・情報通信分野】
- 【市民生活分野】
- 【産業・経済分野】
- 【社会基盤分野】

### 横断的分野

- 【協働分野】
- 人材育成、防災意識等
- 【老朽化対策分野】
- 公共施設、社会基盤等

## 4 脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現状では何が不足しているのかを明らかにするために、20のリスクシナリオごとに脆弱性評価を実施した。

## 5 脆弱性評価結果に基づく対応方針

- 脆弱性評価結果を踏まえ、20の「起きてはならない最悪の事態」ごと及び施策分野ごとに対応方針を検討した。  
(例：住宅の耐震化、学校の耐震化、公共施設等の耐震化、公営住宅の老朽化対策、道路・橋梁等の適切な管理、空き家等対策の推進等)
- 対応方針として掲げた施策のうち、計画期間内に優先して取り組む施策を「重点施策」として選定した。

## 6 計画の推進と進捗管理

計画を推進するため、本計画の周知に努め、効率的な取組の展開を図る。進捗管理についてはPDCAサイクルにより行い、奥州市総合計画に掲げられた目標指標と連動して設定したKPI指標（重要業績評価指標）を検証し、結果を公表するとともに、計画の見直しを行う。

「強さとしなやかさ」を備えた奥州市へ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	脆弱性評価・対応方針の検討	重点施策	主な重要業績評価指標（KPI）
1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		1 住宅や公共施設等の耐震化 2 農地整備や治水対策の推進 3 ハザードマップの活用と、土砂災害の防止 4 道路除雪等の円滑な交通確保 5 多様な情報伝達・情報収集手段の構築と自主防災組織の活動強化	●幼稚園・小学校・中学校の耐震化率 ●住宅等の耐震化率 ●基盤整備率 ●森林整備実施面積 ●消防団員数
2 大規模自然災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 2-4 被災地における感染症等の大規模発生		1 物資の備蓄や調達、物流確保 2 道路の維持管理と防災対策 3 消防・救急体制の強化、医療連携体制の構築、避難所の機能強化 4 感染症予防対策の推進	●長寿命化修繕工事の実施率 ●舗装整備率 ●水道管の耐震化率
3 大規模自然災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		1 業務継続の体制整備	●業務継続計画（BCP）の策定 ●災害時における相互応援、物資提供等の協定の締結
4 地域の経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1 サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による企業活動等の停滞 4-2 農業の停滞		1 企業の業務継続計画策定と物流の確保 2 農林業生産施設の耐震化	●基盤整備率（再掲） ●舗装整備率（再掲） ●担い手への利用集積率
5 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る。	5-1 長期にわたる事業活動及び情報通信、エネルギー供給、上下水道施設の停止による地域経済生活の混乱 5-2 地域交通ネットワークの機能停止		1 社会基盤等の計画的な維持管理、関係団体との連携強化、雇用の確保 2 公共交通体制の強化、道路の維持管理	●舗装改修延長 ●水道管の耐震化率（再掲）
6 制御不能な二次災害を発生させない。	6-1 市街地での大規模火災の発生 6-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		1 消防・救急体制の強化、空き家対策 2 交通麻痺の防止 3 農業・農村の多面的機能の確保	●集落協定数 ●森林整備実施面積（再掲） ●空き家等の問題解決に至った件数
7 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復する。	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		1 災害廃棄物の処理体制の強化 2 ボランティアの受け入れ態勢の強化 3 地域づくり活動の推進	●ボランティア団体登録数 ●災害時要援護者避難支援計画登録人数

# 奥州市若者U・Iターン支援金の創設について（県・市町村共同事業）

令和8年5月18日 全員協議会資料 政策企画部ふるさと交流課

## 1 経過

岩手県では、令和8年4月1日から「いわて若者U・Iターン支援金」制度（以下、「県制度」）の運用を開始した。

県制度は、対象者を県外からの移住者として設定し、首都圏からの移住者のみを対象としている全国統一制度である移住支援金制度（以下、「国制度」）を補完する制度設計となっている。

これまでに、国制度における対象範囲の拡大に関する意見があり、また、若者のU・Iターンへの支援は、市の課題である進学や就職等で流出した若者の地元回帰に繋がることが期待できることから、県制度を活用した「奥州市若者U・Iターン支援金」制度の創設について検討を進め、6月議会において補正予算要求をおこなうこととした。

## 2 制度概要

### ▼支援金の交付対象者

進学や転勤を除き、市に5年以上居住する意思を有する39歳以下の転入者で、かつ、移住元要件及び移住後要件を満たす者。一般枠と新卒枠を設定。

### ▼支援金額

対象者		基本額	加算
一般枠	世帯	25万円	若者（18～25歳）：5万円 女性：5万円 子育て（18歳未満の子）：25万円/人
	単身	15万円	
新卒枠		15万円	

### ▼負担割合

県1/2 市町村1/2

## 3 事業実施により見込まれる効果

▼移住及び定住のアピールポイントの強化 ⇒ 移住定住の促進につなげる

移住から定住まで、切れ目のない支援

- ・移住検討時・HP、Instagram、相談対応
- ・移住時……国の移住支援金、**奥州市若者UIターン支援金** ← 強化
- ・定住時……移住者住宅取得支援補助金（R7開始）  
※R7実績 29件25,690千円 移住者数81名（うち子28名）

▼これまでに、国制度を活用し、市内に移住した者で5年以内に転出した者はいないことから、さらなる定住促進につながる

## 4 予算案（肉付け予算）

県の試算に基づき積算

平均支給額@306千円×3件=918千円

## 5 事業開始予定

早期に着手することで、若者のU・Iターンの促進に繋がることから、令和8年7月から本事業を実施することとしたい。

なお、県内33市町村のうち、12市町村で令和8年度当初からの事業実施を予定している。

## 6 移住・定住に係る補助金一覧

### (1) 移住時の補助金

補助金名	事業概要	当初予算額	6月補正額 (肉付け)	うち 県負担額	負担 割合
移住支援補助金	東京23区に在住又は通勤する東京圏在住者が市へ移住・就業等した場合に補助金を交付	11,800		8,850 (事務費) 177	3/4 10/10
地方就職支援金	東京圏の大学等を卒業した学生が市へ移住・就業等した場合に、補助金を交付	370		277	3/4
<b>U・Iターン支援金</b>	<b>県外在住者が市に移住・就業等した場合に補助金を交付</b>		<b>918</b>	<b>459</b>	<b>1/2</b>
	計	12,170	918	9,763	

### (2) 定住時の補助金

補助金名	事業概要	当初予算額
移住者住宅取得支援補助金	市外からの移住者が市内で住宅を建築・購入した場合に補助金を交付	30,000
	計	30,000

### 1 水源地域振興整備基金の運用経過

- ① 水源地域における施設整備に要する経費の財源に充てるため、「奥州市水源地域振興整備基金（以下「基金」という。）」を設置し、昭和62年より運用を開始。
- ② 基金の設置目的に基づき、基金の取崩を毎年度実施。**令和7年度は、奥州湖交流館改修工事費用ほか79,389,000円に充当予定。**水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）に基づき、事業対象地域は指定地域内（＝奥州市胆沢若柳地内）
- ③ 令和4・5年度に、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）を実施。CF寄付額は、各年度の胆沢ダム周辺の活用・整備関連事業へ充当し、充当超過金を基金に積立。
- ④ ハイブリッドダムの試行運用により、売電増収益が発生。この**増収益約30,000,000円／年が令和16年まで寄付金として市に納付**され、寄付金全額を基金に毎年度積立予定。
- ⑤ ②③④により、**令和8年5月末の基金残高見込は、174,438,718円。**
- ⑥ 基金の設置目的、CFの実施目的及びハイブリッドダム試行の運用目的を達成するため、今後、水源地域において、**基金を効果的に運用する必要がある。**

S62.3	基金運用開始
R4	CFの一部を基金へ積立 ★CF寄付額221,435,500円 ★基金積立額181,280,500円
R5.5	基金の取崩（R4分） 433,400円
R5	CFの一部を基金へ積立 ★CF寄付額 52,200,000円 ★基金積立額 28,685,000円
R6.3	奥州湖周辺エリア活用整備構想を策定
R6.5	基金の取崩（R5分） 1,546,000円
R7.5	基金の取崩（R6分） 892,000円
R7.7	融雪時の自然越流水有効利用の試行（ハイブリッドダム試行）による水源地域振興に関する覚書の締結 ★胆沢ダム・胆沢第一発電所の水位運用による売電増収益が地域振興に還元される（市への寄付金）。 ★試行期間（寄付期間）は令和16年までを予定。 ★電源開発(株)より市へ寄付金が納付される（金額は流動的）。
R8.2	水源地域振興納付金を基金へ積立 37,524,000円
R8.5	基金の取崩（R7分） 79,389,000円（見込）

### 2 基金条例の改正（案）

令和4年度、5年度に実施したふるさと納税を活用したクラウドファンディング寄付金を当基金に積み立てしているため、ふるさと納税募集の趣旨にあった形の執行が必要である。また、胆沢ダム融雪時の自然越流水有効利用の試行による増電益の一部を当基金へ寄付いただいております。カヌー等推進事業及び観光振興事業等を進める必要がある。

しかし、現行の**基金条例上の基金使途は、施設整備（ハード整備）に限定**されていることから、水源地域振興を多角的に推進するため、**基金条例第1条を改め、基金使途を拡張し対象事業に「ソフト事業」を含める**こととしたい。

現行	改正後
（第1条）水源地域における <b>施設整備</b> に要する経費の財源に充てるため、奥州市水源地域振興整備基金を設置する。	（第1条）水源地域における <b>地域振興</b> に要する経費の財源に充てるため、奥州市水源地域振興整備基金を設置する。

# 新医療センター整備に関する現時点の考え方について

令和8年5月18日 議会全員協議会資料 健康こども部新医療センター建設準備室

## 【説明の趣旨】

標題の整備に関し、新市長の体制の下での現時点の考え方をお示しするとともに、その判断に至った要因と現状、当該判断に伴う契約等への影響、今後の進め方などについて、ご説明します。

## 1 これまでの主な経過等

### (1) 整備事業の主な経過

時期	主な経過
R4.6	・倉成市長が施政方針で病院建替え等の方向性を表明。
R5.6	・ <b>地域医療奥州市モデルを決定</b> 。新医療センターの検討に移行。
R6.1	・ <b>整備基本構想を決定</b> 。基本計画の策定に着手。
R6.9	・整備基本計画の中間案の市民説明。（参加者延べ 352人）
R7.2	・新医療センターに関するシンポジウムの開催。
R7.4	・整備基本計画の修正内容の市民説明。（参加者延べ 237人）
R7.6	・議会で請願審査。計画の見直しを求める3件は不採択、早期実現を求める1件は採択。 ・ <b>整備基本計画を決定</b> 。 ・議会で基本設計委託料などの <b>関連補正予算案を原案可決</b> 。
R8.1	・公募型プロポーザルにより基本設計業者を選定。

### (2) 整備基本計画の概略

- ① 建物面積は、**病院 7,600㎡程度**（総合水沢病院の約半分）、**コミュニティ施設 2,660㎡程度**。
- ② 整備場所は、**水沢公園陸上競技場**。
- ③ **概算事業費は109.7億円**、市民の**実質将来負担は34.2億円**（1年あたり1.1億円）の見込み。
- ④ 診療科は、**内科、総合診療科、外科、小児科、整形外科**を必須とし、その他も可能な限り検討。
- ⑤ 病床数は、**一般病床80床に縮小**（総合水沢病院は現在135床）※感染症病床4床は現状維持
- ⑥ 資金収支は、地域包括医療病棟への転換等で**開業後10年間は資金維持が可能な見通し**。
- ⑦ コミュニティ施設には、**産後ケア専用室や子どもの遊び場などを設置**。

### 【整備基本計画を決定した当時の市の説明】

市民負担、安定経営、医師確保などで**疑問や不安の声が根強くある**ことは承知している。それらは、**次の基本設計のステージで払拭**できるよう、今後も必要な説明に意を尽くす。

## 2 整備に関する現時点の考え方

- ◆ 令和7年6月に決定した新医療センターの**整備基本計画**については、その事業推進を一旦中断することで**実質的に凍結**します。
- ◆ これに伴い、老朽化や耐震性能不足の**総合水沢病院**については、これまでの議論や判断を踏まえつつ、必要な対策を速やかに検討し、**患者や職員の早急な安全確保を図ります**。
- ◆ その上で、今後、**医師会や関係者との対話を重ね**、急性期を担う基幹病院を核とした**地域医療のグランドデザインを共に描き直します**。また、それに向けたロードマップをお示しします。

### 3 判断に至った要因とその現状

#### (1) 整備事業費、財源及び将来負担の精査

**視点** 過大な市民負担を将来世代に残すことになるのではないか。

- ◆ 計画後の変動要素を加味して精査すると、実質将来負担額は13.3億円増の86.8億円。(右表)
- ◆ また、周辺道路整備の実質将来負担額は0.7億円。(下表)

区分	金額	区分	金額	
道路改良工事	1.7	将来負担額 (地方債の額)	1.9	
標識設置工事	1.0			
桜移植費	0.8			
<b>概算整備費</b>	<b>3.5</b>			
財源	国庫補助金	0.7	元利償還金 A	2.2
	地方債	1.9		
	一般財源	0.9		
		財政支援 B	1.5	
		<b>実質将来負担額 (A-B)</b>	<b>0.7</b>	

- ◆ さらに、総合水沢病院の解体費22.9億円まで含めると、**将来の負担額は、合計で110.4億円**(仮に30年で割れば、年3.7億円)

#### 【計画決定後の変動要因】

- ① 国庫補助金の内示率の減少傾向を反映(80%→50% ※R8実績)
- ② 地方債に係る金利の上昇傾向を反映(2.0%→3.1% ※R8.4.30時点)
- ③ 病院事業債の交付税算入単価上昇を反映(52万円/㎡⇒85万円/㎡) (単位:億円)

区分	基本計画の数値			比較 計	精査後			
	新病院	コミュニティ施設	計		新病院	コミュニティ施設	計	
建設工事費	62.7	20.5	83.2	変更なし	62.7	20.5	83.2	
外構工事費	5.0	1.6	6.6		5.0	1.6	6.6	
設計監理費	3.3	2.6	5.9		3.3	2.6	5.9	
医療機器・備品	8.0	0.2	8.2		8.0	0.2	8.2	
システム導入費	2.0		2.0		2.0		2.0	
移転運搬費ほか	2.9	0.9	3.8		2.9	0.9	3.8	
<b>概算整備費</b>	<b>83.9</b>	<b>25.8</b>	<b>109.7</b>		<b>0.0</b>	<b>83.9</b>	<b>25.8</b>	<b>109.7</b>
財源	国庫補助金	12.0	8.0	20.0	△7.5	7.5	5.0	12.5
	地方債	66.3	15.5	81.8	7.3	70.8	18.3	89.1
	一般財源	5.6	2.3	7.9	0.2	5.6	2.5	8.1

区分	将来負担 (地方債の額)	元利償還A	財政支援B (交付税措置)	実質将来負担額 ※ ( ) 内は1年当たり		
				(A-B)	一般会計	病院事業会計
計画値	81.8	110.8	37.3	<b>73.5</b>	34.2 (1.1/年)	39.3 (1.3/年)
精査後	89.1	138.2	51.4	<b>86.8</b>	38.8 (1.3/年)	48.0 (1.6/年)

**【ポイント】** ・国庫補助の内示率の低下や金利の上昇等を反映すると、将来負担は増加する傾向。  
・今後の建設単価のさらなる上昇も懸念され、整備費等の動向には注視が必要。

### 3 判断に至った要因とその現状（つづき）

#### （2）新病院の収支見通しの状況

**視点** 新病院は安定的に経営できるのか。借りた事業債は返済できるのか。

◆ 計画決定当時は「10年間の資金維持が可能」と説明してきたところ。

計画決定当時の説明内容

【別表】新病院の資金収支シミュレーション（病床利用率82.5%で試算）※ 水病95床換算では69.5%（単位：百万円）

項 目	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
収益的収支 （現金分）	収入額	2,908.1	2,890.6	2,875.0	2,857.4	2,841.3	2,822.3	2,806.4	2,790.5	2,774.5	2,760.5
	支出額	2,774.6	2,771.2	2,768.2	2,764.7	2,760.7	2,747.5	2,740.3	2,733.0	2,725.8	2,718.9
	差引額（A）	133.5	119.3	106.8	92.7	80.6	74.8	66.1	57.4	48.7	41.6
資本的収支	収入額	25.6	25.6	25.9	40.2	85.3	118.6	118.6	118.6	118.6	118.6
	支出額	51.2	51.2	51.7	80.5	170.6	237.1	237.1	237.1	237.1	237.1
	差引額（B）	-25.6	-25.6	-25.9	-40.2	-85.3	-118.6	-118.6	-118.6	-118.6	-118.6
資金収支額（A + B）	107.9	93.8	80.9	52.5	-4.7	-43.8	-52.4	-61.1	-69.8	-76.9	
累計額（期末資金残高）	107.9	201.7	282.6	335.1	330.4	286.7	234.2	173.1	103.2	26.3	

【試算条件】

- ・入院：66人/日、平均在院日数15.0日、外来：300人/日。ただし、患者数は人口減に合わせ逡減（R12:100%→R21:93%）。
- ・令和6年度の人件費のベースアップ分を各年度の給与費に反映。
- ・上記のほか、令和6年度の診療報酬改定で導入された「地域包括医療病棟」の導入（2病棟のうち1病棟）による入院収入の増及び連携パスによる転院患者数の増（15件/年）による医業収入増を反映。
- ・繰入金は水沢病院と同基準で試算。また、旧病院からの持込資金はゼロとして試算。

※ 資本的収支とは…投下資本の増減に関する取引に基づくもの。支出は建設改良費（リース資産取得費）や病院事業債償還元金など。収入は一般会計出資金など。

【参考】R6末の資金残高 2,753百万円、うち水沢病院分2,571百万円

【参考】地域包括医療病棟の導入による収入増ができなかった場合の資金収支見通し ※ 資本的収支は上記と変更なし

項 目	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
	収益的収支 （現金分）	収入額	2,797.2	2,780.6	2,765.9	2,749.4	2,734.2	2,716.2	2,701.0	2,685.8	2,670.6
支出額		2,762.5	2,759.2	2,756.3	2,752.9	2,749.0	2,735.9	2,728.8	2,721.6	2,714.4	2,707.6
差引額（A'）		34.7	21.4	9.6	-3.5	-14.8	-19.8	-27.8	-35.8	-43.8	-50.3
資金収支額（A' + B）	9.1	-4.2	-16.2	-43.8	-100.1	-138.3	-146.3	-154.3	-162.3	-168.8	
累計額（期末資金残高）	9.1	5.0	-11.3	-55.1	-155.2	-293.5	-439.8	-594.1	-756.5	-925.3	

◆ 前述の試算は、経営強化プラン（R5～R9）の計画値をベースとしていたもの。

【表1】新病院の収支見通し（初年度）と経営強化プラン（最終年度）との比較

（単位：百万円）

区 分		年 度	収益的収入				収益的支出				差 額 (純損益)
			医業収入	医業外収入	特別利益	計	医業費用	医業外費用	特別損失	計	
新病院	収支見通し(現金)	R12	2,288.5	619.6	0.0	2,908.1	2,562.6	210.4	1.6	2,774.6	133.5
	収支見通し A	R12	2,288.5	690.3	0.0	2,978.8	3,076.7	210.4	1.6	3,288.7	△309.9
水沢病院	プラン計画値 B	R9	2,174.1	582.0	0.0	2,756.1	2,776.3	94.4	1.6	2,872.3	△116.2
増減額 (A-B)			114.4	108.3	0.0	222.7	300.3	116.0	0.0	416.4	△193.7

外来患者数6%増で+46.0、  
訪問看護の機能強化型転換で+18.0、  
差額ベッド代+36.5ほか

繰入金の支払利息分の増で  
+53.0、長期前受金戻入の  
増で+55.3

給与費（技術職+1、看護職+2）+58.2、  
経費（省エネ効果等）△125.6、  
減価償却費の増+368.0ほか

支払利息  
の増

◆ なお、同プランは、収支均衡を目指し、段階的に経営改善を図る計画としていたこと。

【表2】総合水沢病院の直近の決算値と経営強化プランの計画値との比較

（単位：百万円）

区 分		年 度	収益的収入				収益的支出				差 額 (純損益)
			医業収入	医業外収入	特別利益	計	医業費用	医業外費用	特別損失	計	
水沢病院	決算値	R6	1,644.3	573.1	0.0	2,217.5	2,650.4	95.7	1.6	2,747.6	△530.1
	プラン計画値	R6	1,691.7	585.4	0.0	2,277.1	2,647.4	94.4	1.6	2,743.4	△466.2
		R7	2,000.0	585.0	0.0	2,585.0	2,729.3	94.4	1.6	2,825.2	△240.2
		R8	2,085.2	583.9	0.0	2,669.1	2,756.8	94.4	1.6	2,852.7	△183.6
		R9	2,174.1	582.0	0.0	2,756.1	2,776.3	94.4	1.6	2,872.3	△116.2

【ポイント】 ・計画では、経営強化プランで収支改善を図り、新病院につなげる想定としていた。  
・現状では、賃金増や物価高騰等の影響により、プランどおりの改善は厳しい情勢。

### 3 判断に至った要因とその現状（つづき）

#### （3）医師確保の見通しの状況

**視点** 医師がいなければ病院は成り立たない。安定的な確保ができるのか。

- ◆ 以前は大学から地方病院に医師を派遣できていたが、平成16年の医師臨床研修制度の改革以降、どの地方病院でも確実な医師確保は困難な状況。
- ◆ そのような中、市では、県や国保連とも連携した医師養成事業による医師確保のほか、各大学との連携強化などの取組を進めてきており、令和8年4月には総合水沢病院に新たに医師3名が着任したところ。
- ◆ とはいえ、昨今の医師の働き方改革や、将来の現役世代の人口減少を勘案すると、医師確保はますます厳しくなる情勢で、将来の医師確保が確実とは言えない状況。

#### 【ポイント】

- ・市立病院では、関係機関等と連携し、これまでも一定の医師を確保してきたところ。
- ・しかしながら、この先は不透明で、安定的な医師確保は困難と言わざるを得ない現状。

以上を総合的に勘案し、また、先の市長選挙の結果も踏まえ、市として、現整備計画は凍結し、地域医療の在り方をゼロベースから再検討すべきと判断しました。

## 4 計画の凍結に伴う契約等への影響

注：整備基本計画決定後の契約分のみ掲載

### (1) 整備関連業務の契約等の状況

(単位：千円)

No.	業務名	業務の概要	予算措置 時期	予算額		契約状況		状態
				R7	R8	契約額	履行期間	
1	測量業務	公園全体の地積測量、境界認定等	R7.6月	16,478		16,478	R7.12~R8.3	完了済
2	土質調査業務	陸上競技場のボーリング調査	R7.6月	22,264		13,563	R8.1~R8.3	完了済
3	基本設計業務	建物配置や間取り等の設計、概算事業費の算出など	R7.6月 (債務負担行為)		170,632	134,288	R8.3~R9.2	契約中
4	測量設計業務	敷地の高低差・構築物位置の調査、開発設計など	R7.6月 (債務負担行為)	14,357	33,504	-	-	未着手 (執行保留)
5	費用便益分析業務	国庫補助活用に伴う効果検証のための分析	R8.2月 (債務負担行為)		7,046	-	-	未着手 (執行保留)
6	整備支援事業負担金	NPO法人による基本設計等の技術的支援	R8.2月		18,020	-	-	未着手 (執行保留)
7	メディカルアドバイザー業務	医療の専門的見地からの助言等	R8.2月		1,800	-	-	未着手 (執行保留)

### (2) 完了済の業務 (No.1・No.2) に係る成果品等の活用見込み

- ・水沢公園の測量業務は長年行われておらず、境界や地積の確定は、いずれ必要な業務であったこと。
- ・土質調査の結果についても、今後の水沢公園再整備事業等に活用可能であり、無駄にはならないこと。

### (3) 契約中の基本設計業務 (No.3) の現況

- ・計画凍結に伴い業務は停止中。契約を解除した場合の損害賠償額等について、相手方と協議中。

**契約相手方：**(株) 佐藤総合計画 東北オフィス (所在地：宮城県仙台市)

## 5 地域医療体制の再構築に向けた今後の進め方

### (1) 地域医療関係者と対話する場の設定

- ◆ 将来にわたり持続可能な地域医療体制の構築のためには、公立（県立、市立）と民間（病院、クリニック）の役割分担や連携が不可欠です。その役割分担や連携等のあり方、進め方等について、市長が自ら医療関係者と直接対話する場を設けます。
- ◆ 現在、その枠組みについて、奥州医師会や岩手県と調整中です。5月に関係者による準備会を開催し、その結果を踏まえ、遅くとも6月には第1回の会合を開催する予定です。
- ◆ 開催期間は、概ね6か月程度とし、なるべく早期に、一定の方向性を見出します。

### (2) 総合水沢病院の耐震問題等への対応

- ◆ 総合水沢病院は、平成24年に実施した耐震診断で、本館、検査・手術棟及び旧精神科病棟ともに耐震指標が低く、耐震補強又は取壊しが必要と判断されています。  
また、施設の給排水設備や空調設備などの老朽化も深刻な状況です。
- ◆ 施設の安全対策を早急に講じることとし、耐震補強の可能性の調査や、患者や職員の安全確保のための代替案について、健康こども部と医療局とで連携して検討します。

### (3) 計画凍結に伴う補正予算措置

- ◆ 契約解除予定の基本設計業務及び執行見送りの各業務については、調整が整い次第、予算を減額補正します。これに伴う損害賠償についても、あわせて議会提案する予定です。

今後は、関係者との対話を深めながら、速やかに「地域医療体制の再構築」を図ってまいります。その際は、市民や議員の皆様にも、適切かつ丁寧な説明を行ってまいります。

## 1 包括管理業務委託とは

複数の公共施設の維持管理業務（設備保守点検や清掃業務、日常修繕業務など）を、施設管理の技術的なノウハウや専門知識を有する民間事業者に包括的に委託し、統一的な考え方による適切な維持保全を目指す手法

## 2 導入検討の目的

当市の公共施設の半数以上が築30年を経過しており、老朽化のための修繕対応が急増している。これらの対応について所管課職員のマンパワーや技術ノウハウが不足しているため、管理水準にばらつきがある。また、施設管理はそれぞれの所管課で契約や管理を行っているので、全庁的には非効率な事務処理となっている。

このことから、全国的に導入が進む「包括管理業務委託」の導入が前述した課題を解消し、安全性を確保しつつ行政サービスを維持する手法として効果もあると思慮されるため、当市においても導入について検討したものの。

## 3 サウンディング調査について

サウンディング型市場調査を実施し以下の結果であった。

実施：令和7年8月～11月（参加者へ結果詳細報告：令和7年12月）

参加事業者：6者

### 【結果概要】

- ・参加意欲がある：2者（ほか4者も参加を前提に検討）
- ・履行期間を5年とすることが妥当である：6者
- ・優先交渉権者決定から業務開始まで6か月を想定した：5者
- ・同件数同金額程度で市内業者の受注機会の確保が可能：5者

※実施結果については市ホームページにて公表

## 4 対象施設

今回対象とした施設は直営施設の中から次の施設でスモールスタートを行い、効果を検証することとした。

### 【対象施設】

- 庁舎（5施設）  
本庁、江刺・前沢・胆沢・衣川の各総合支所
- 幼保施設（7施設）  
いずみ保育園（子育て総合支援センター含む）、稲瀬わかば園、江刺ひがしこども園、田原保育所、前沢北こども園、前沢保育所、あゆみ園

## 5 委託業務について

委託業務については次の15業務とした。包括受託業者が依頼する事業所については、当地域や当該施設を熟知する地元事業者等を選定（同件数同金額程度）することを条件とした仕様を予定。

### 【対象業務】

- 自家用電気工作物保安管理
- 貯水槽保守点検
- 消防設備・防災設備点検  
（消防用設備及び建築基準法関係防災設備点検）
- 空調設備保守点検
- 自動ドア保守点検
- 警備（常駐・機械）
- 昇降機保守点検
- 遊具点検
- 浄化槽維持管理
- 建築基準法第12条点検
- 建築物環境衛生管理（庁舎・保育施設等）
- 建物総合管理  
（空調等設備管理、ボイラー等点検整備、グリストラップ清掃、害虫防除、一般廃棄物処理等）
- 清掃
- 修繕（小額工事を含む、原則200万円以下）
- 巡回点検

## 6 導入効果について

### 1. 市民サービスの向上

サービス品質やノウハウと専門性の向上が見込まれる

施設修繕の効果（公表している他市実績より換算）

修繕件数	導入前	導入後
件数	91件	418件（4.6倍）
金額	17,223,289円	17,051,056円（99%）

【内訳】

内製化 63件 ※定期巡回時対応  
 軽微な補修 288件 ※内製・専門業者発注対応  
 一般修繕 67件 ※専門業者対応

- ・施設の安全性向上と長寿命化（巡回点検による対応で予防保全への転換）
- ・軽微な修繕を内製化を行うことで迅速な対応となり修繕費も圧縮（迅速化による補修の軽減等）
- ・民間事業者のノウハウ提供による施設管理の専門性の向上、包括受託者のサポートによる新しい技術や知識の習得
- ・削減した関係事務の時間を、新たな行政サービスの提供へ割り振れる

### 2. 業務の効率化

業務効率化が図られ職員の負担軽減となり合わせてコストの削減も見込まれる

契約事務等の効果（1年あたり）

人件費	導入前	導入後
時間数	9,098時間	35時間
金額	35,061,872円	135,204円

【削減効果】

時間 約9,000時間  
 金額 約35,000千円（約5人分相当）

- ・契約事務の一本化や自前で行っていた修繕の委託により業務の負担が軽減されコア業務への専念
- ・巡回点検による経年劣化調査業務費用の削減
- ・施設状況のデータ収集による中長期の施設保全計画の策定の推進

### 3. 事業者にとってのメリット

単年度契約であったものが複数年の契約となり、安定した仕事量の確保や市の詳細な要件によらず、民間の効果的な手法での修繕等の対応が見込まれる。

市内業者の効果（公表している他市実績より換算）

請負	導入前	導入後
件数	122件	138件
請負率	80.3%	90.7%

【導入効果】

市内請負率 90.7%（約10%上昇）  
 ※維持管理・修繕を含めた市内業者の請負率

- ・長期での契約となることから事業者も仕事の計画も立てやすくなり人材確保へもつながる
- ・発注に結びつかない見積り業務の削減

## 7 財政負担額の見込

項目	1年あたりの経費 (単位：円)					
	導入前	導入1年目	導入2年目	導入3年目	導入4年目	導入5年目以降
維持管理費	125,036,668	125,036,668	125,036,668	122,535,934	120,085,215	117,683,510
修繕費	17,223,289	17,051,056	16,198,503	15,388,577	13,849,719	12,464,747
人件費相当	35,061,872	135,204	135,204	135,204	135,204	135,204
マネジメント費	0	42,677,987	42,677,987	42,677,987	42,677,987	42,677,987
合計	177,321,829	184,900,915	184,048,362	180,737,702	176,748,125	172,961,448
導入前比較		4.2%	3.7%	1.9%	-0.3%	-2.4%
債務負担額		184,765,711	183,913,158	180,602,498	176,612,921	172,826,244

対象施設の  
合計金額  
※提案時は人件  
費・物価の高騰  
を考慮し提案

5ヶ年での経費比較		
導入前	導入後1~5年	導入後6~10年
5ヶ年合計	5ヶ年合計	5ヶ年合計
625,183,340	610,377,995	588,417,550
86,116,445	74,952,602	62,323,735
175,309,360	676,020	676,020
0	384,101,883	213,389,935
886,609,145	899,396,552	864,807,240
	1.4%	-2.4%
	898,720,532	

10ヶ年での経費比較	
導入前	導入後
10ヶ年合計	10ヶ年合計
1,250,366,680	1,198,795,545
172,232,890	137,276,337
350,618,720	1,352,040
0	1,198,795,545
1,773,218,290	1,764,203,792
	-0.5%

※6年目からは5年目と同額で試算

項目算定根拠	説明
維持管理費	導入前は令和4年度から6年度までの実績より、3か年平均値で積算 導入後は他市の導入実績等から3年目から2%程度の削減を見込んだ
修繕費	導入前は令和4年度から6年度までの実績より、3か年平均値で積算 導入後は他市の導入実績等から導入前の1年目：99%、2・3年目：95%、4・5年目：前年比90%の削減を見込んだ
人件費	東洋大学PPP研究所 南氏考案の「契約関連事務コストの算出表」に、当市の給与額を反映し積算
マネジメント費	導入前の総コストの10%~30%となるのが相場のため、維持管理費+修繕費の30%値で積算

将来的な費用イメージ (R8→R18)

